

令和7年度__再評価率表(従前保障)

表1

期間	再評価率
～ S62.3	1.22
S62.4 ～ S63.3	1.19
S63.4 ～ H1.11	1.16
H1.12 ～ H3.3	1.09
H3.4 ～ H4.3	1.04
H4.4 ～ H5.3	1.01
H5.4 ～ H12.3	0.99
H12.4 ～ H17.3	0.917
H17.4 ～ H18.3	0.923
H18.4 ～ H19.3	0.926
H19.4 ～ H20.3	0.924
H20.4 ～ H21.3	0.924
H21.4 ～ H22.3	0.914
H22.4 ～ H23.3	0.927
H23.4 ～ H24.3	0.934
H24.4 ～ H25.3	0.937
H25.4 ～ H26.3	0.937
H26.4 ～ H27.3	0.932
H27.4 ～ H28.3	0.909
H28.4 ～ H29.3	0.909
H29.4 ～ H30.3	0.910
H30.4 ～ H31.3	0.910
H31.4 ～ R2.3	0.903
R2.4 ～ R3.3	0.899
R3.4 ～ R4.3	0.900
R4.4 ～ R5.3	0.904
R5.4 ～ R6.3	0.879
R6.4 ～ R7.3	0.853
R7.4 ～ R8.3	0.834

表2

期間	再評価率
S29.1 ～ S30.3	21.38
S30.4 ～ S31.3	20.42
S31.4 ～ S32.5	19.63
S32.6 ～ S34.3	17.78
S34.4 ～ S35.3	16.81
S35.4 ～ S36.12	15.10
S37.1 ～ S38.3	11.74
S38.4 ～ S39.3	10.39
S39.4 ～ S40.6	9.30
S40.7 ～ S42.3	7.77
S42.4 ～ S43.3	6.96
S43.4 ～ S44.10	6.20
S44.11 ～ S46.9	5.04
S46.10 ～ S47.9	4.13
S47.10 ～ S48.9	3.59
S48.10 ～ S49.8	2.95
S49.9 ～ S50.7	2.32
S50.8 ～ S51.6	1.90
S51.7 ～ S52.3	1.70
S52.4 ～ S53.3	1.57
S53.4 ～ S54.3	1.44
S54.4 ～ S55.3	1.35
S55.4 ～ S56.3	1.26
S56.4 ～ S57.3	1.19
S57.4 ～ S58.3	1.12
S58.4 ～ S59.3	1.08
S59.4 ～ S60.3	1.04
S60.4 ～ S61.3	1.00

※ 従前保障ルールに基づく年金額の計算に用いる再評価率は、生年月日による区分がありません。

※ 昭和61年3月以前の期間については、各月の標準報酬月額を表2により再評価した後の総額を、昭和61年3月以前の合計月数で除して得た額を各月の標準報酬月額とみなします。
平均標準報酬月額を算出する際は、その額に表1の昭和62年3月以前の再評価率を乗じて算出します。
ただし、昭和61年3月以前の標準報酬月額の算出にあたっては、表2を用いて計算する方法のほか、被保険者記録によっては算出方法が異なる場合があります。